

【講演①】 介護福祉士養成における ICT/介護ロボット活用の方向性

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 介護福祉専門官 鈴木 真智子 氏

【資格】 介護福祉士・社会福祉士

【職歴】 介護福祉士養成に携わった後、2021 年より現職。

【概要】

1.介護実践における ICT 活用や介護ロボットを、教育でどう教えるか

- 介護現場の実態を踏まえた教育の展開
- ICT や介護ロボット活用の考え方の教育

2.教育方法に ICT を活用する

- 教育方法の広がり
- 学生への学習効果
- 教育の効率化、教員の負担軽減

介護福祉士養成におけるICT/介護ロボット活用の方向性

令和6年10月25日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
福祉人材確保対策室 鈴木 真智子

介護福祉士養成におけるICT/介護ロボット活用の視点

【2つの視点】

1. 介護実践におけるICT活用や介護ロボットを、教育でどう教えるか

- 介護現場の実態を踏まえた教育の展開
- ICTや介護ロボット活用の考え方の教育
 - 教育と介護実践の連続性

2. 教育方法にICTを活用する

- 教育方法の広がり
- 学生への学習効果
- 教育の効率化、教員の負担軽減
 - 介護福祉士養成教育の質向上への貢献

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

① 介護職員の処遇改善

- 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設・拡充に加え、介護職員の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、2024年2月から5月まで実施。
- 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
 - ・ 介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
 - ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げ。

② 多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、実務者研修受講資金貸付、介護・障害福祉分野就職支援金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施

③ 離職防止 定着促進 生産性向上

- **介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進**
- 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- **生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置**
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- オンライン研修の導入支援、週休3日制、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

④ 介護職の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

⑤ 外国人材の受入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- 介護福祉士国家試験に向けた学習支援（多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催）
- 海外12カ国、日本国内で特定技能「介護技能評価試験」等の実施
- 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR
- 働きやすい職場環境の構築支援（国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等）

介護現場におけるICT/介護ロボット活用の背景

- 介護DXの推進
- 介護現場における生産性向上のための取組の推進

【背景】

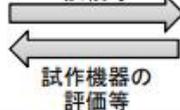
介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、**介護サービスの質の向上にも繋げていく**介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。

介護ロボットの開発支援について

民間企業・研究機関等 <経産省中心>

○日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた**機器の開発支援**

モニター調査の
依頼等



介護現場 <厚労省中心>

○開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について**介護現場での実証**(モニター調査・評価)

開発重点分野

○経済産業省と厚生労働省において、重点的に開発支援する分野を特定（平成25年度から開発支援）
○平成29年10月に重点分野を改訂し、赤字箇所を追加

移乗支援

○装着



・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

○非装着



・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

移動支援

○屋外



・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

○屋内



・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

○装着



・高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

排泄支援

○排泄物処理



・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ

○トイレ誘導



・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

○動作支援



・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

見守り・コミュニケーション

○施設



・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○在宅



・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○生活支援



・高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

入浴支援



・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

介護業務支援



・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

(参考) 介護テクノロジー利用の重点分野の全体図と普及率



※赤破線で囲っている、排泄支援 (排泄予測・検知)、見守り (施設)、見守り (在宅)、コミュニケーション、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援の項目においては他の機器・システムとの連携を定義文において明記

※項目別の普及率は、『令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査結果』を引用

※緑枠線の、新たに追加される機能訓練支援、食事・栄養管理支援・認知症生活支援・認知症ケア支援の3項目に関しては、上記調査を実施していないため、普及率は未記載

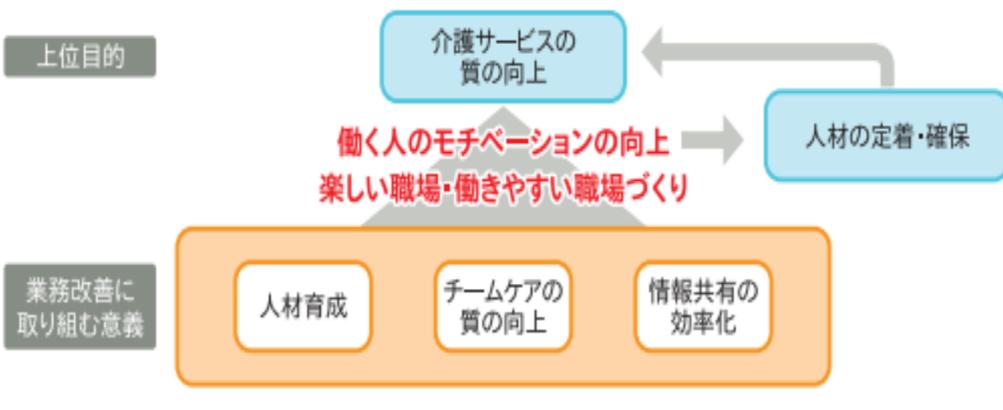
介護現場における生産性向上(業務改善)の捉え方と生産性向上ガイドライン

一般的な生産性向上の捉え方

- 業務のやり方を工夫することで、現在の業務から「ムリ」「ムダ」「ムラ」をなくし、業務をより安全に、正確に、効率的に行い、負担を軽くすることを目的として取り組む活動のこと。
- 生産性 (Output (成果) / Input (単位投入量)) を向上させるには、その間にあるProcess (過程) に着目することが重要



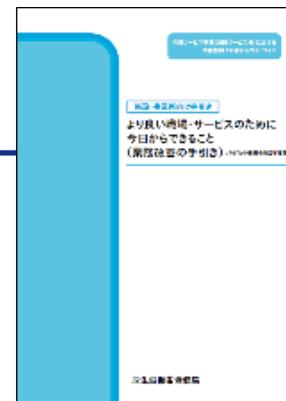
介護サービスにおける生産性向上の捉え方



介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、**職員の業務負担の軽減を図るとともに**、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、**介護サービスの質の向上にも繋げていくこと**

生産性向上に資するガイドラインの作成

- 事業所が生産性向上(業務改善)に取り組むための指針としてガイドラインを作成。
 - より良い職場・サービスのために今日からできること(自治体向け、施設・事業所向け)
 - 介護の価値向上につながる職場の作り方(居宅サービス分)
 - 介護サービスの質の向上に向けた業務改善の手引き(医療系サービス分)



<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

【介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン】

より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き） （介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン）

① 職場環境の整備

取組前



取組後



② 業務の明確化と役割分担 (1) 業務全体の流れを再構築

介護職の業務が
明確化されて
いない



業務を明確化し、
適切な役割分担を
行いケアの質を向上



介護職員が
専門能力を発
揮

介護助手
が実施

② 業務の明確化と役割分担 (2) テクノロジーの活用

職員の心理的
負担が大きい



職員の心理的
負担を軽減



③ 手順書の作成

職員によって異なる
申し送り



申し送りを
標準化



④ 記録・報告様式の工夫

帳票に
何度も転記



タブレット端末や
スマートフォンによる
データ入力（音声入
力含む）とデータ共有

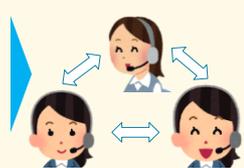


⑤ 情報共有の工夫

活動している
職員に対して
それぞれ指示



インカムを利用し
た
タイムリーな
情報共有



⑥ OJTの仕組みづくり

職員の教え方
に
ブレがある



教育内容と
指導方法を統一



⑦ 理念・行動指針の徹底

イレギュラーな
事態が起こると
職員が自身で
判断できない



組織の理念や行動
指針に基づいた
自律的な行動



介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

- デジタル技術の導入支援や相談窓口の設置など様々な支援を行っており、生産性向上が進む事業所がある一方で、取組が幅広く普及しているとは言えない状況である。
- このため、①補正予算を含む財政支援、②介護報酬改定において生産性向上の取組を促進、③人員配置基準の柔軟化等で先進的な取組を支援、④明確なKPIでPDCAサイクルを回すことなどに取り組む。

【現状イメージ】

【今後の取組の方向性】

【将来イメージ】

先進的な事業所

生産性向上の取組が
進んでいる事業所

デジタル等を単に導
入している事業所

取組が進んでいない
事業所

③先進的な事業所の評価（①②に加え）

規制改革：介護付き有料老人ホームにおける**人員配置基準の特例的な柔軟化等**

②取組を更に進めるための支援（①に加え）

報酬改定：**デジタル技術等を活用した継続的な生産性向上の取組を評価する加算**の新設

①取組が進んでいない事業所へのアプローチ

体制整備	入所・泊まり・居住系サービスにおける 生産性向上 の取組のための 委員会設置の義務化 （3年間の経過措置）
資金援助	ネット・ICTの 導入補助 、定着支援までを含めた 伴走支援 （補正予算）、 都道府県の窓口 設置
取組支援	
人材育成	伴走支援人材や事業所の中核人材の育成（ 研修支援 ）

先進的な事業所

生産性向上の
取組が進んで
いる事業所

※事業所内の
推進体制に
よるPDCA
の循環

取組が進んでい
ない事業所

データ
提供

フィード
バック

ニーズ
提供

使いやすい
機器の提供

国等が事業所の**取組効果のデータを
取得**（補助金等の
条件）

国における**分析・
事業所へのフィード
バックを検討**

ICT機器等の
**UI・デザインの
改善**
（既存予算）

拡充 介護テクノロジー導入支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)) [“介護ロボット導入支援事業・ICT導入支援事業”の発展的見直し]

令和6年度当初予算額 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 「介護ロボット導入支援事業」「ICT導入支援事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※ 下線部は令和6年度までの拡充分。太字が令和6年度で拡充した部分。

2 補助対象

【介護ロボット】

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット

【ICT】

- 介護ソフト(機能実装のためのアップデートも含む)、タブレット端末、スマートフォン、インカム、クラウドサービス、他事業者からの照会経費等
- Wi-Fi機器の購入設置、業務効率化に資するバックオフィスソフト(勤怠管理、シフト管理等)

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
- Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等

【その他】

- 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

3 補助要件等

- ✓ **介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し生産性向上に資する取組の計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること。(必須要件)**

【介護ロボット】

区分	補助額	補助率	補助台数
○移乗支援	上限100万円	3/4 (※)	必要台数
○入浴支援			
○上記以外	上限30万円		

【ICT】

補助額	補助率	補助台数
● 1~10人 100万円	3/4 (※)	必要台数
● 11~20人 160万円		
● 21~30人 200万円		
● 31人~ 260万円		

※一定の要件を満たす場合は3/4, それ以外は1/2

補助要件(例示)

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 取組計画により、職場環境の改善(内容検討中)を図り、職員へ還元する事が明記されていること
- 既に導入されている機器、また本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること
- プラットフォーム事業の相談窓口や都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センターを活用すること
- ケアブランドデータ連携システム等を利用すること
- LIFE標準仕様を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施すること等

補助額・率

上限
1,000
万円
3/4

4 実施主体、実績

事業	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護ロボット導入支援事業(※1)	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720
ICT導入支援事業(※2)					195	2,560	5,371

実施主体



- ※1 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数。1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る
- ※2 補助事業所数

5 その他

- 都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定(令和5年度に介護保険法の一部を改正)

介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業

令和5年度補正予算額 351億円

○ 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

○ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に係る支援に加え、地域全体で事業所における機器導入やそれに伴う人材育成に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善の取組に対して補助を行う。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】

- (1)①、(2)・・・国・都道府県3/4、事業者1/4
- (1)②・・・国・都道府県 10/10
- (1)①及び(2)を実施する場合・・・
国・都道府県4/5、事業者1/5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

- (1)①、(2)・・・国4/5、都道府県1/5
- (1)②・・・国9/10、都道府県1/10

○ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進
- 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- 質の高い公正中立なケアマネジメント
- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- 看取りへの対応強化
- 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- LIFEを活用した質の高い介護

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進
- 介護職員の処遇改善
- 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- 効率的なサービス提供の推進

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築
- 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化

5. その他

- 「書面揭示」規制の見直し
- 基準費用額（居住費）の見直し
- 地域区分
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

※各事項は主なもの

介護職員の処遇改善

- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。
- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける**。（3年間の経過措置）
- 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける**。
- 見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、**生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準の特例的な柔軟化（3：0.9）**を行う。
- 介護老人保健施設等**において見守り機器等を100%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間における人員配置基準を緩和する。
- 認知症対応型共同生活介護**において見守り機器等を10%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間支援体制加算の要件を緩和する。
- EPA介護福祉士候補者及び技能実習の外国人について、一定の要件の下、就労開始から6月未満であっても人員配置基準に算入してもよいこととする。

効率的なサービス提供の推進

- 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
- 訪問看護における24時間対応について、看護師等に速やかに連絡できる体制等、サービス提供体制が確保されている場合は看護師等以外の職員も利用者又は家族等からの電話連絡を受けられるよう、見直しを行う。
- 居宅介護支援の介護支援専門員の一人当たり取扱件数の上限について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、情報通信機器を活用した場合等の取扱件数の上限について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。また、居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

介護福祉士養成と介護におけるICT/介護ロボット活用

➤介護におけるICT/介護ロボット活用の推進と人材育成はセット

- ・介護福祉実践における活用の意義や目的の理解
- ・リテラシー教育

➤介護現場との協力、連携が不可欠

- ・介護実践の現場に即した教育内容

想定される教育内容の例（6）生活支援技術

教育の目的：介護

1. 介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。
2. 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。
3. 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。
4. 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。
5. 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。
6. 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う

教育内容のねらい：生活支援技術

尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。

教育に含むべき事項	留意点	想定される教育内容の例	
①福祉用具の意義と活用	<p>介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 福祉用具活用の意義と目的 2) 自立に向けた福祉用具活用の視点 3) 適切な福祉用具の選択の知識と留意点 4) 今後の福祉機器とICTの広がり 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具活用の意義と目的（社会参加、外出機会の拡大、快適性・効率性、介護者負担の軽減） ・自己実現 ・福祉用具が活用できるための環境整備 ・個人と用具をフィッティングさせる視点 ・福祉機器利用時のリスクとリスクマネジメント ・福祉用具の種類と制度（介護保険、障害者総合支援法）の理解 ・情報・コミュニケーション支援機器の活用 ・移動支援機器の活用 ・その他福祉用具・ロボットなど ・ICTの活用

【事業の背景・目的】

高齢者人口の増加による介護需要の増大と、介護人材の不足により、介護現場の生産性向上の取り組みは喫緊の課題となっている。特に、業務改善や介護ロボット・ICTの導入・活用による、介護サービスの効率性や質の向上を図る取り組みが求められている。

介護現場は、介護職だけでなく多職種が協働し、チームで介護サービスを提供している。介護ロボット・ICTを活用し、生産性を向上させるためには、業務改善に取り組む一連の過程において、リーダーシップを発揮する中核的な人材が不可欠である。中核人材を育成するためには、介護ロボット・ICTや生産性向上に関する知識やスキルに加え、介護現場の中で取り組みを推進することができるチームリーダーに求められる能力を明らかにする必要がある。

介護現場の職員を対象とするモデル研修を行い、介護ロボット・ICTを活用し介護現場の生産性向上の取り組みを推進することができる、チームリーダーに求められる能力を整理し、その習得に必要な育成プログラムの検討を行うこと。

【デジタル・テクノロジー基本研修（モデル研修）の実施及びデジタル・テクノロジー基本研修ガイドラインの作成】

(1) 研修の目的

- ・ 介護現場における生産性向上の方策のひとつとして、テクノロジーを効果的に活用し、より質の高いケアを実践できる介護職員を育成する。
- ・ 研修の成果を検証し、効率的・効果的なプログラム開発の検討を行う。

(2) 受講対象者

介護現場での実務経験が3年以上あり、かつ、次の①②いずれかに該当する方（当会の生産性向上のとらえ方を理解いただける方であれば、他の資格・職種の方もご参加いただくことは可能）。

- ① 介護福祉士資格取得後、2年以上の実務経験がある方
- ② 自職場で、業務改善や介護ロボット・ICT導入について担当している方（取り組みたいと考えている方）



介護サービスにおける生産性向上

1. 要介護者の増加やニーズが、より多様化していくなかで、業務を見直し、限られた資源を用いて一人でも多くの利用者に質の高いケアを届けること。
2. 改善で生まれた時間を有効活用し、利用者に向き合う時間を増やしたり、自分たちで質をどう高めるか考えていくこと。
3. 均質性のとれたケアを持続するために、職員が自ら考え提案することができる、専門職としての資質の向上と、ゆとりのある職場環境の維持に努めること。

- 介護サービスの質の向上をめざすためには、人材の定着・確保とモチベーションの向上が必要であり、いずれも相互に関連しています。これらの目的を達成するためには、次の5つの要素が必要になります。

職業倫理を高める (倫理観や職業道徳を強化するための教育機会を確保する)

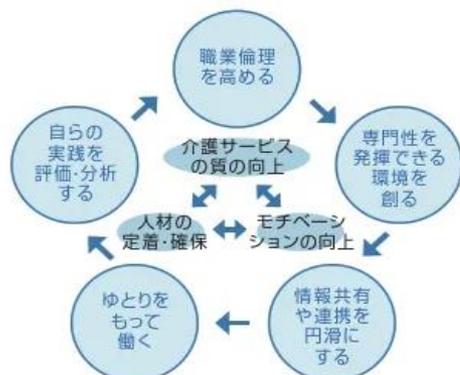
専門性を発揮できる環境を創る (専門知識やスキルを最大限に活かせる環境を整備する)

情報共有や連携を円滑にする (情報共有や他職種との連携を円滑にする仕組みを整備する)

ゆとりをもって働く (労働環境の改善や業務の効率化を行い、業務の負担軽減を図る)

自らの実践を評価・分析する (自分自身や職場全体の実践を客観的に評価し分析する)

- これらの要素が相互に連携し、絶え間ない改善サイクルをつくり出すことで、介護サービスの質は向上を達成することができます。



デジタル・テクノロジー基本研修の主なカリキュラム

領域	科目等	時間	方法
介護福祉の実践力	介護過程の応用的理解	7時間	オンデマンド動画
	科学的介護の基礎的理解		
	介護職の倫理と利用者の全人性・尊厳の実践的理解		
チームをまとめる力	チームがまとまり成果を生み出す考え方と方法	9時間	面接授業 集合日研修
介護現場の生産性を向上させる力	介護現場の問題発見と解決スキル		
	介護ロボット・ICT 活用の基礎的理解		
	介護現場の業務改善(演習)		
	介護ロボット・ICTの導入(演習)		
	利用者支援に向けた活用(演習)		
	自職場での取り組み課題(①業務分析、②介護ロボット・ICT導入計画の作成)	8週間	課題

※ 本研修を効果的に受講いただくために、上記科目のほか、介護ロボット・ICTに関する外部プログラム(研修、資格、セミナー等)を受講することを強く推奨します。

(参考) 「平常時の社会福祉士養成課程におけるICT活用方法の検証に関する調査研究事業」事業報告(概要)

令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分) : 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連

1. 事業の背景

- 令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は約3年間にわたって世界的に猛威をふるい、**社会福祉士等の養成教育も、授業は対面実施からICTを活用したオンラインやオンデマンドの授業が導入**され、実習施設では重症化リスクの高い利用者が多いことなどから実習受け入れが中止となり、代替の実習施設の確保が困難な状況が生じた。
- 厚生労働省及び文部科学省から令和2年2月に発出された通知により、実習施設の確保が困難である場合は、その実情を踏まえICTを活用した実習指導や、実習を演習又は学内実習等で代替することも可能とすることとされ、結果として養成校におけるICT活用の整備が急速に進むこととなった。
- 当初はやむを得ない状況下でのICTの利活用であったものの、その活用が約3年にわたり続いていく中で**養成教育におけるICTの有用性についても認識**されることとなった。
- 一方、令和3年の政府方針では「官民挙げたデジタル化の加速」を「成長を踏み出す原動力」として主要方針に位置づけ、高等教育機関を所管する**文部科学省においても『大学・高等専門学校において、デジタル技術を大胆に取り入れたポスト・コロナ時代の教育手法の具体化・成果の普及を図るための環境整備を推進』**することとしている。

2. 事業内容

社会福祉士等養成校がICTを活用した養成教育を行う際の課題やメリットに着目し、

- ① ICTを活用した教育効果の分析と検証
- ② 平常時において対面と同等以上の学習効果を担保するための、ICT活用方法と留意点等の検討
- ③ ICTを活用した実習指導等の実施に関するガイドラインの作成

(調査対象) 【養成校調査・社会】社会福祉士養成課程 【養成校調査・精神】精神保健福祉士養成課程
【法人調査】社会福祉法人調査 【実習指導者調査】社会福祉士実習指導者調査
【学生調査】ソ教連2022年度模擬試験受験者調査

3. 事業結果

(1) ICTを活用した配属実習期間中の巡回指導や帰校日指導について

- ① ICTを活用した巡回指導と帰校日指導について、オンライン(Web会議システムの活用)による実施をしている養成校が多くあったが、対面による実施とオンラインによる実施のどちらも実習評価に差異はないという結果が得られた。
- ② ただし、これらの指導のすべてをオンライン形式にすることについては、否定的な意見もあった。対面での指導によってこそ可能になる実習生への指導やサポートがあるという対面指導の意義や、教員が実際に実習先に訪問しないことで、実習先や実習指導者への教員の関与が薄くなるという懸念が示された。
- ③ しかしながら、ICTを活用して巡回指導・帰校日指導を行うことが、実習生や実習指導者と養成校教員との接点が少なくなることに直結するわけではなく、教員による実習生への指導を求めやすくなるとか、教員に悩みなどを相談しやすくなるといった効果が生じることに期待を寄せる実習指導者の声も得られた。
- ④ すなわち、ICT活用を進めることで、今まで以上に養成校教員と実習生、養成校教員と実習指導者との間でコミュニケーションが促されることが期待されるとともに、ICTの活用ではカバーしきれない側面については、対面でのコミュニケーションや指導の場を設けるなどして柔軟に対応を行う必要性も認識された。
- ⑤ 今回の調査では、配属実習中の指導におけるICTの導入・活用についておおむね肯定的な意見が得られた。今後、ICTをいかに効率的・効果的に活用しながら、実習や実習指導の質の維持や向上を図るかについては、各養成校と実習先との議論、また連携や協働による取り組みが一層重要となる旨の意見が得られた。

3. 事業結果

(2) 「実習記録」のデジタル化とICTの活用について

- ① 実習生が作成する実習記録のデジタル化の推進について、現状では必ずしも進んでいるとは言えないという結果であったが、今後については、実習生、実習指導者、実習担当教員の3者とも、手書きではなくPCによる記録作成が望ましいという回答が半数以上得られた。
- ② その理由としては、手書きによる負担の軽減により実習生が日々の体験内容により集中して取り組めることや、デジタル化によりクラウドでの共有(実習生、実習指導者、実習担当教員の3者による共有)が可能になることで実習の進捗状況の把握や記録へのコメント入力などがやりやすくなること、また紙媒体の記録の持ち運びによる紛失等のリスクをなくすことができることなどが挙げられた。
- ③ 一方で、実習記録のデジタル化の課題としては、学生だけでなく教員や実習指導者もICTリテラシーやクラウド等のシステムの操作や運用方法を身につけること、機材の確保やインターネット環境の整備とそのための予算の確保、また守秘義務や個人情報保護のためのセキュリティ対策等が挙げられた。
- ④ 実習生の住居や実習先機関や施設の通信環境、またパソコンやICT機器の整備状況に応じて、実習担当教員と実習指導者としっかりとコミュニケーションを図りつつ、実習生の実習記録の作成や扱いについて対応しながら、ICTの活用を進めていく必要性が明らかになった。

3. 事業結果

(3) 実習教育におけるICTの導入・活用に向けた課題

- ① ICTの導入と活用に向けた課題としては、必要な設備や通信環境の整備に関する内容が指摘された。実習先の機関や施設内によっては、現状では設備が十分でないことや通信環境の整備が進んでいない、あるいは整備したい気持ちはあるが予算的に厳しいなどの状況が示された。
- ② もちろん自治体にもよるが、特に行政機関に対してはセキュリティ対策の理由のためICTを十分に活用できない場合があるという状況についての懸念があった。今後、ICTの活用による実習教育の充実のためには、実習先の機関や施設に関する状況把握や整備の推進を図る方策が必要である。
- ③ 今回の調査では、実習教育におけるICTの導入や活用についての懸念も示された一方で、今後の実習教育におけるその可能性や有効性も多く示され、実習生、実習指導者、教員の3者ともに今後の実習教育におけるICTの導入・活用に対して肯定的な回答が多く得られた。
- ④ さらには、ICTを活用した経験を通して、あらためて実習教育における対面指導の意義も再認識されたと言える。ICTを積極的に導入し、活用しながらも、従来の対面指導との両立によって、実習教育の一層の質の向上を図っていく必要性が明らかになった。
- ⑤ また、今後の実習教育のなかでICTを活用することによって、実際にどのような教育的な効果があったのか、また今後期待されるのかについてのさらなる調査研究事業が求められる。
- ⑥ 最後に、今回の事業の成果として、ICTの活用における留意点をまとめたガイドライン(「ソーシャルワーク実習・実習指導におけるICT活用のガイドライン」)を作成した。実習教育においては、養成校と実習先とが実習指導に関する様々な協議に基づく合意があることが何より重要であり、このことはICTの導入や活用においても同じである。このガイドラインが養成校の教員間はもちろん、実習先との間でも共有され、ICTを活用することによる実習教育の質の向上に寄与することが期待される。

(参考)

[介護ロボットの開発・普及の促進 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

[「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂しました ～テクノロジーの活用で、介護現場の課題解決を推進します！～ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

[介護分野における生産性向上ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)

[ニーズ×シーズ 新しい介護イノベーションはここから生まれる | ニーズ・シーズマッチング事業 \(mhlw.go.jp\)](#)

[日本ソーシャルワーク教育連盟20230331_heijouji ICT houkokusyo.pdf \(menlosecurity.com\)](#)

[日本介護福祉士会 | コーポレートサイト \(jaccw.or.jp\)](#)